

奈良県公安委員会告示第97号

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第5条第13項に規定する公安委員会の掲示板は、奈良県庁前掲示場とし、令和3年8月26日から施行する。

令和3年8月24日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子